

議 第 276 号

平成28年12月5日提出

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項の表備考第1項を次のように改める。

- 1 車両区分中の「バス」とは道路交通法第3条の大型自動車及び中型自動車を、「普通自動車」とは同条の準中型自動車及び普通自動車を、「自動二輪車」とは同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

（提出理由）

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行等に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。